

# 串間市都市計画道路見直し方針（素案）に対する パブリックコメントを実施しています。

市民の皆様のご意見をお聞かせください。

昭和30年から進められている本市の都市計画道路は、その整備計画を決定したものの長期間整備未着手の状態にある路線が複数存在しています。

今回、この整備未着手路線に対して、必要性や実現性などの視点から検討・評価を行い、計画の『存続』、『廃止』といった今後の整備方針の素案を策定しましたので、広く市民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられたご意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する市の考え方とその検討結果を公表するために実施するものです。

閲覧場所：市ホームページ、都市建設課、市木・大東・本城・都井支所

提出方法：都市建設課・各支所に設置する意見箱、持参、

ファックス（0987-72-6727）、

Eメール（toshikeikaku@city.kushima.lg.jp）、

郵送（〒888-8555 串間市大字西方5550番地

串間市役所都市建設課都市計画係）

募集期間：令和2年12月4日～令和3年1月6日

## 都市計画道路とは？

都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路です。

また、都市計画道路の機能は以下の3つの機能があります。

機	能	内	容
①	交通機能	人・自動車・物資など移動の通行空間機能や沿道施設等への連絡機能	
②	空間機能	日照や風通しなどの環境機能、災害発生時の避難通路や救護活動のための防災機能、バス等の公共交通機能、水道・ガス・電気・情報板設置などの施設の収容空間機能	
③	市街地形成機能	都市の骨格を形成し、土地利用の誘導形成や街区の形成を誘導し、良好な生活空間の形成機能	

## どうして見直しが必要なのか？

本市の都市計画道路は、全16路線、延長39.9kmが計画決定されていますが、令和元年度末時点の整備状況は、整備済10.0km、25.1%で低い水準となっています。

将来の人口増加や市街地の拡大に対応するために計画されたものの、現代においては、人口減少や少子高齢化など社会経済情勢の変化を踏まえた必要性の検証が求められています。また、計画決定された道路においては、堅牢な建築物や大規模な建築物の建築に制限を加え、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保するという都市計画法第53条の規制があり、このような状況を見直す必要があります。

### （参考）都市計画法第53条許可とは

都市計画決定された道路、公園などの都市計画施設の区域内では、将来の整備が円滑に実施できるよう、建築物の建築について一定の制限があります。しかし、基準に適合するものは、都市計画法に基づく許可申請手続きを行うことで建築が可能となります。

#### 【建築が許可される場合の例】

①階数が2階以下で地下室がないもの ②木造・鉄骨造などの移転や撤去が容易なもの。

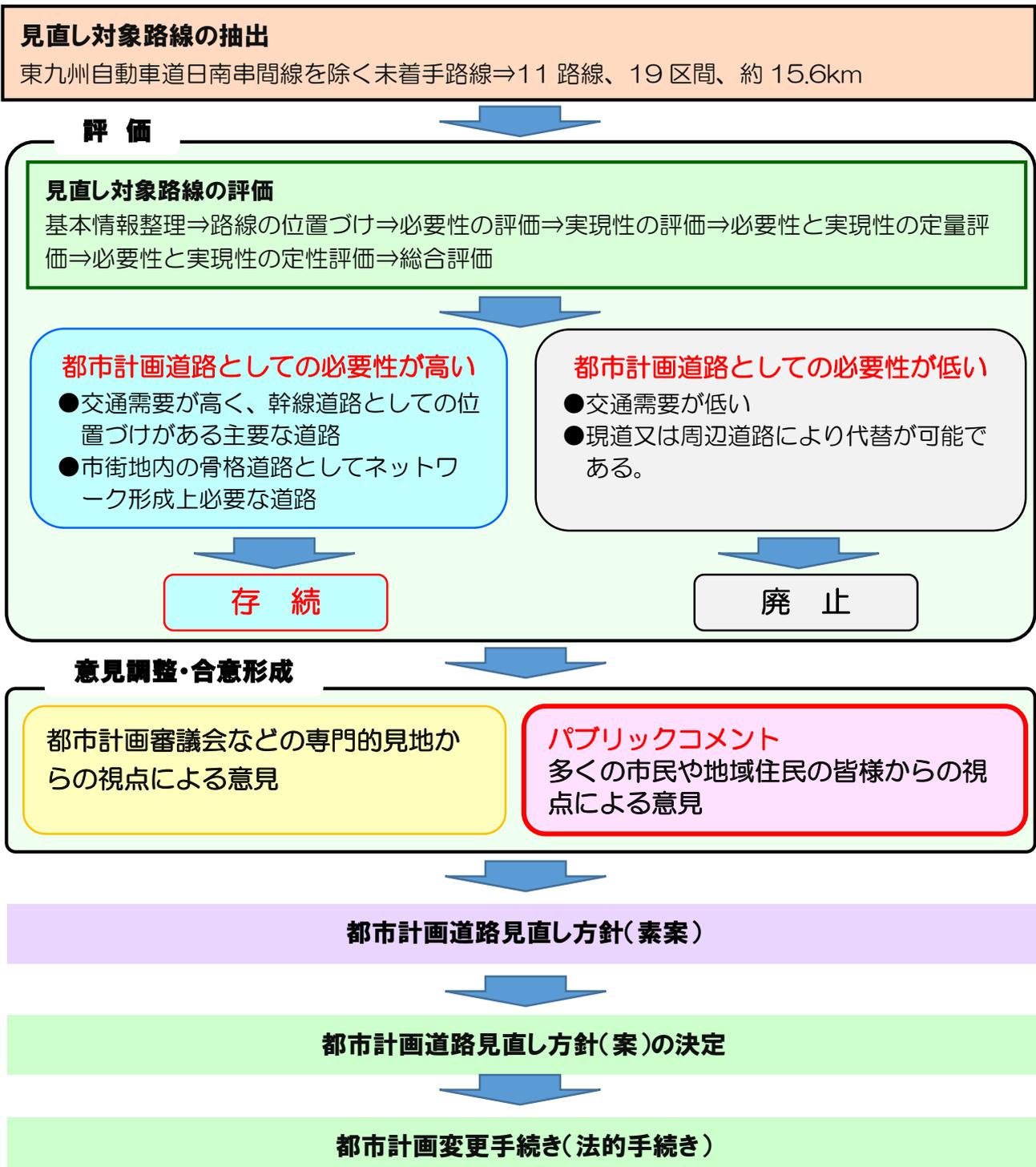
## どのように見直したのか？

宮崎県の「都市計画道路の見直しガイドライン（平成19年4月）」に基づき、見直し対象路線は、事業未着手路線（東九州自動車道日南串間線を除く）を抽出しました。

その結果、11路線、15.6kmが見直し対象路線となっています。

見直しに当たっては、令和2年度見直し素案を策定し、串間市都市計画審議会により意見交換を実施し、見直し作業を進めているところであります。

## 見直し作業の流れ



※見直し手順や検証方法の詳細については、串間市都市建設課にお問い合わせください。  
(問い合わせ先 0987-55-1134)